

令和6年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（認知度向上・観戦促進）

業務委託仕様書（案）

1 委託業務の目的

本委託業務は、県内のプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわきFC、デンソーエアリービーズ、以下「5チーム」という。）と連携して、5チームと県民の交流による新規ファンの獲得や、既存ファンの横展開を図る事業を実施することにより、県内プロスポーツの認知度向上や応援機運醸成、観戦者数の増加につなげることを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の概要

- (1) 5チームの選手と県民の交流を通して新たなファンを獲得し、観戦者数増加につなげる事業
- (2) 5チームの既存ファンに横断的な試合観戦を促す事業

4 委託業務の内容

本委託業務を実施するに当たり、受託者は、各チームと連絡調整を行い、連携を図ること。

(1) 5チームの選手と県民の交流を通して新たなファンを獲得し、観戦者数増加につなげる事業

5チームに対する認知度を高めることで、応援機運の醸成を図るなど、新規ファンを掘り起こし、5チームのホームゲーム観戦者数を増加させる内容とすること。

① 企画・運営

ア 実施期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

イ 事業対象 プロスポーツへの関心がない、又は関心はあるが現地観戦の経験がない県民

ウ 実施方法 より多くの県民に事業効果を波及させる方法を自由提案すること。

エ 業務内容

- ・事業実施回数は1回以上とする。
- ・5チームの選手と県民の交流を通じて、県民が5チームへ親近感を抱くことで、試合観戦につながるような内容とすること。
- ・「FUKUSHIMA 5 STARS」のロゴ（別紙参照）を効果的に活用した内容とすること、5チームが一体となった認知拡大を図ること。

② 広報

- ・事業の名称やチラシなど告知物のデザイン及びレイアウトを提案し、県と協議の上で決定すること。
- ・チラシなどの告知物を作成及び配布するほか、マスメディアやSNS等を利用するなど、効果的に事業を周知すること。
- ・広報にあたっては、民間事業者の有する知見や技術を活かして、より多くの県民に関心を抱かせる効果的なプロモーションを実施すること。

③ 事業効果の把握・取りまとめ

定量的に事業効果を測定すること。

なお、効果測定の方法は県と協議して決定すること。

(2) 5チームの既存ファンに横断的な試合観戦を促す事業

5チームのうち特定チームのファンになっている県民に対して、チーム間の横展開を図り、複数チームの試合観戦に足を運ぶような企画を実施すること。

① 企画・運営

- ア 開催期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
- イ 事業対象 5チームの既存ファンとなっている県民
- ウ 実施方法 より多くの県民に事業効果を波及させる方法を自由提案すること。
- エ 業務内容
 - ・事業実施回数は1回以上とする。
 - ・企画全体の構成、制作を行うこと。
 - ・5チーム等との事業実施に必要な交渉や調整を行うこと。

② 広報・運営管理

- ア 広報
 - ・事業の名称やチラシなど告知物のデザイン及びレイアウトを提案し、県と協議の上で決定すること。
 - ・チラシなどの告知物を作成及び配布するほか、マスメディアやSNS等を利用するなど、効果的に広報すること。
 - ・「FUKUSHIMA 5 STARS」のロゴ（別紙参照）を効果的に活用した内容とすることで、5チームが一体となった認知拡大を図ること。
 - ・窓口を設けて各種問い合わせに対応すること。
 - イ 特典の手配・運営管理
 - ・事業の参加者に対して特典を設けること。
 - ・特典の手配や発送等の対応を行うこと。
 - ・なお、特典については、5チームから受託者に無償で提供することで、県と5チームの間で調整済み。
 - ・個人情報の収集を行う場合、本事業に最小限必要な内容に留め、プライバシー保護のための統計的な処理を行うなど、個人情報が外部に漏れることのないよう、その管理を適切に行うこと。
- ③ 事業効果の把握・取りまとめ
- 定量的に事業効果を測定すること。
 - なお、効果測定の方法は県と協議して決定すること。

(3) その他

- ・県の求めに応じて必要な素材（紙媒体、PDFデータ、画像データ等）を提供すること。
- ・地産地消の観点から、資材の調達や告知物の制作等にあたっては、可能な限り県内事業者を利用すること。

5 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

7 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) 告知物、動画、写真等作成物のデータ
- (3) その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像等）

8 委託業務実施に係る留意事項

(1) 疑義

受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者に協議を行うこと。

(2) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(4) 本委託業務により収集したデータ、写真、文書等及び製作される成果物の著作権は県に帰属するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(5) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。

(6) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

9 やむを得ない事象による契約内容の変更について

感染症等やむを得ない事象の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする。